

組合名	要 求			回 答		
	個別賃金水準(円) 1行目:若手技能職 *1 2行目:中堅技能職 *2	一時金 (年間月数)	非正規雇用で働く仲間に関する取り組み (賃金・一時金など)	個別賃金水準(円) 1行目:若手技能職 *1 2行目:中堅技能職 *2	一時金 (年間月数)	非正規雇用で働く仲間に関する取り組み (賃金・一時金など)
トヨタ	316,020 391,110 420,610*3	6.0	<賃金> 賃金引き上げ・人への投資全組合員一人平均9,200円に含む。 <一時金> スキルド・パートナー会員 : 一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。 パートタイマー会員 : 一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。	316,020 391,110 420,610*3	6.0	一般組合員と合わせての回答あり
日産	(316,600) 参考値*4 (350,100) 参考値*4 ※要求は平均賃金改定原資 7,000円	5.0	シニアパートナ組合員、パートナ組合員 : (一般組合員に準じた額として)月給の一人平均改定額1,000円。	(316,600) 参考値*4 (350,100) 参考値*4 ※回答は平均賃金改定原資7,000円	1,864,300円 (5.0)	シニアパートナ組合員、パートナ組合員 : 月次給1,000円
本田技研	300,350*5 373,300*5	5.0 +0.3	<一時金> 再雇用従業員: 年間5.0か月 + 0.3か月 (5.3か月)	300,350*5 373,300*5	5.0 +0.3	<一時金> 再雇用従業員: 年間5.0か月 + 0.3か月 (5.3か月)
マツダ	-*6	4.8+6万円	<一時金> エキスパート・ファミリー組合員 : 等級5以下一般社員に連動する。 期間社員組合員 : 妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に14,000円を乗じた金額を特別手当に加算する。	別途確定	4.7 +α *9	<一時金> エキスパート・ファミリー組合員 : 水準・配分は、一般社員に連動する。 期間社員組合員 : 妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に14,000円を乗じた金額を特別手当に加算する。
三菱自工	270,300*5 324,600*5	4.6	<一時金> シニア・パートナ社員、パート・アルバイト社員 : 社員平均支給月数が決定後、各制度や取り決めにもとづき、労使で確認・決定する。	270,300*5 324,600*5	3.7 +0.3*10	<一時金> シニア・パートナ社員、パート・アルバイト社員 : 社員平均支給月数が決定後、各制度や取り決めにもとづき、労使で確認・決定する。
スズキ	-*6	5.3	<賃金> 再雇用嘱託社員 : 正規従業員に準じた賃金引き上げを要求する。	別途確定	5.3	<賃金> 再雇用嘱託社員: 正規従業員に準じた賃金引き上げを行う。
SUBARU	263,807 323,831	5.0 +0.2	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナ) : 人への投資として一人平均1,000円相当の賃金引き上げを要求する。 組合員ではない非正規労働者に対しては、総合的な労働条件改善を要請する。	別途確定	5.2	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナ) : 現行の賃金を維持する
ダイハツ	-*6	5.7	<賃金> シニアエキスパート/パートタイマー組合員 : 一般組合員に連動した要求とする。	別途確定	5.5	非公開
いすゞ	299,036 363,220	5.0 +0.4	<賃金> 再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) : 魅力ある職場に向けた人への投資1人平均1,500円。 <一時金> 再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) : 一般組合員の交渉結果に準じた処遇改善を要請する。 <その他> 組合員以外の直接雇用非正規労働者 : 諸施策への協力により会社に貢献していることを踏まえ、 同じ職場で働く仲間の意欲・活力の向上、 職場の一体感の醸成のための処遇改善を要請する。 また雇用形態ごとの不合理な待遇差がないよう処遇の実態把握と 必要に応じた改善を要請する。	別途確定	5.0 +0.2	<賃金> 再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) : 処遇全般の見直しに関して、引き続き労使で継続協議を行う。 <一時金> 再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ) : 処遇全般の見直しに関して、引き続き労使で継続協議を行う。 <その他> 組合員以外の直接雇用非正規労働者 : 同一労働同一賃金の観点から雇用形態による不合理な待遇差がないよう引き続き、 労使で確認していく。
日野	291,000 361,000	5.0	<賃金> 賃金課題解決の原資として組合員一人5,000円(シニア組合員も含む) <一時金> シニア組合員: 年間5.0か月分を要求する。	別途確定	4.8	<賃金> シニア組合員についても組合員に準じた賃金改訂を行う。 <一時金> シニア組合員: 年間4.8か月相当とする。
ヤマハ発動機	270,400*7 310,200*7	5.5	<賃金> エキスパート社員 : 賃金改善分として3,000円(1人平均)を要求する。 <一時金> エキスパート社員 : 5.5か月を要求する。 <その他> 契約社員・パート社員の処遇改善を要求する。	別途確定	5.3	<賃金>エキスパート社員 : 賃金改善は行わない。 <一時金>エキスパート社員 : 正規社員に準じた水準。 <その他>契約社員・パート社員の賃金改善は行わない。
日本発条	275,640 307,290 226,130*8	5.0	<賃金> シニア組合員及び直接雇用で働く仲間(再雇用者を除く) : 組合員の取り組み結果に応じた引き上げを要求する。 <一時金> シニア組合員: 5.0か月分を要求する。	274,900 306,700 225,260*8	4.7 +α	<賃金> シニア組合員及び直接雇用で働く仲間(再雇用者を除く) : 現行の賃金を維持する。 <一時金> シニア組合員: 3.5か月とする。

*1: 「技能職若手労働者(若手技能職)」とは、生産現場において、上司の包括的な指示の下、日常の担当業務を独力で遂行できる技能を有し、小集団の中で後輩への適切な指導やチームワークの醸成ができ、近い将来、監督者との間に立って職場を底支える中堅の作業者となり得る資質・能力を備えた者。3人世帯。

*2: 「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。4人世帯。

*3: 技能職EX級 技能3等級 *4: 原資を評価に基づき配分する賃金制度の特性上、参考値。 *5: 現行水準 *6: 要求は行方が水準は非公開 *7: 現行値に賃金改善分を反映させた理論値 *8: 高卒製造職掌、勤続7年 *9: +αについては、来期中に業績回復状況を踏まえ支給及び支給日を決定する。

*10: +0.3は2021年度通期業績の達成に基づき支給する。